

「地域ケアプラザ等LED化ESCO事業」に関する質問回答書

令和7年6月

横浜市

No.	書類名	頁	項目	内容	回答
1	募集要項	3	5 (2) ウ内の別紙3 施設完成図	交付される図面のファイル形式をご提示いただけますでしょうか	PDFファイル形式でご提供します。なお、CADデータを所持している施設については、CADデータを優先交渉権者決定後にご提供します。
2	募集要項	9	8 (2) ウ 設計図面	工事に必要な図面は交付いただいた図面のファイル形式に準ずるもので良いでしょうか（例：PDFで交付された場合はPDFやexcelで編集した図面）	優先交渉権者決定後、本市と協議し決定します。
3	募集要項	18	13 (1) (2) 完成図	完成図はいただいた図面をベースとした照明配置図でよろしいでしょうか（写真、PDFの図面のCAD作成は含まない）	優先交渉権者決定後、本市と協議し決定します。
4	募集要項	19	13 (2) エ 工事写真	撮影箇所をおおよそでも構わないのでご提示いただけますでしょうか （各部屋1枚、種類別1枚 等）	各部屋の施工前、施工後の状況及び照明器具の種別ごとの施工前、施工中、施工後が分かる写真を想定しています。詳細は、優先交渉権者決定後、協議の上決定します。
5	募集要項	1	2 事業概要 (4) 事業内容 ウ	ESCO期間満了後、無償譲渡の提案を検討しています。無償譲渡の場合、ESCOサービス料に固定資産税を含めないことで宜しいでしょうか。	ESCO期間満了後の無償譲渡の成否にかかわらず、サービス期間中の固定資産税が必要な場合は事業者負担とし適切に計上してください。以下の横浜市ウェブページ「償却資産（固定資産税）の申告の手引き」をご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/jigyosya/tebiki/shou-tebiki.html
6	募集要項	15	1 1 ESCO事業サービス料の支払い等 (2) 支払方法	ESCOサービス料の支払時期として以下を想定しておりますが認識の相違はありますか 令和9年度分は令和10年4月末日以降、毎年4月末日	ご認識のとおりです。
7	特記仕様書	1	1 照明器具の改修について (1) 別紙2の計算シートに記載のある全照明を改修必須対象とします。	最優秀提案事業者確定後、詳細診断時に対象箇所と数量に相違がある場合、現地優先で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
8	特記仕様書	1	1 照明器具の改修について (1) 別紙2の計算シートに記載のある全照明を改修必須対象とします。	最優秀提案事業者確定後、詳細診断時に対象箇所がLED済の場合でも更新対象となるのでしょうか？ また電球交換によるLED済み箇所だった場合も同様に対象となるのでしょうか？	LED化済みの照明器具については対象となりません。電球交換によるLED化についても同様です。
9	特記仕様書	1	1 照明器具の改修について (1) 別紙2の計算シートに記載のある全照明を改修必須対象とします。	本事業では誘導灯も対象となっておりますが削減効果の薄い冷陰極ランプも事業対象でしょうか？	冷陰極の誘導灯は原則として事業対象外です。詳細は、参加意向申出書をご提出いただいた中で、参加資格を有するとされた事業者に別紙2計算シートと別紙3施設完成図を配布しますので、そちらでご確認ください。